

はじめに

この度、令和 5 年度における当センターの活動実績をまとめた広島県立総合技術研究所保健環境センター業務年報第 32 号を発刊する運びとなりました。

広島県では、令和 2 年 1 月の新型コロナウイルス感染症の国内発生確認後、早期に検査体制を整え、特に県内でクラスターが発生した令和 2 年 4 月上旬頃の第一波では、検査機器の追加整備や検査人員の増員等の検査体制の見直しを行って対応しました。その後、感染力が強い変異株の出現時には、変異株 PCR 検査の導入や、新たな変異株の動向の把握のための全ゲノム解析等を行う等、感染拡大防止に寄与してまいりました。

令和 5 年度を振り返りますと、令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症の 5 類移行があり、検査業務は縮小されましたが、引き続き、他の感染症も含め、広島県感染症・疾病管理センター等と連携して感染症発生動向調査を実施しているところです。また、令和 4 年 12 月に地域保健法が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から地方衛生研究所が法定化されました。当センターでは、新型コロナウイルス対応を踏まえ平時からパンデミックへの備えを進めるために、令和 6 年 3 月に健康危機対処計画(感染症)を策定しました。今後、この計画に基づき、関係機関と連携しながら実践型訓練等を行い、新たな健康危機に備えていくこととしています。また、令和 5 年度は、東京や大阪で大麻の有害成分(HHCH)が含有されているグミを食べた人が体調不良により、救急搬送された事例が相次ぎました。HHCH 等は令和 5 年 11 月 22 日に法に基づく指定薬物となりましたが、それ以外にも悪影響を及ぼす成分があり、これらを含む製品が広島県内にも流通している可能性があります。当センターでは、これまで、国、大学、県科学捜査研究所等と連携して化粧品や大麻含有食品に含まれるカンナビノイド分析法の省力化に関する研究に取り組んでおり、今後も新たな規制対象物質の分析法の確立に継続して取り組みます。

環境分野では、広島県内の自治体が河川水等を調査した結果、有機フッ素化合物(PFOS 及び PFOA)が公共用水域及び地下水の暫定指針値(50ng/L)を超過した事案がありました。PFOS 等は、泡消火薬剤、フッ素ポリマー加工助剤等、幅広い用途で使用されて来ましたが、環境中では分解されにくいことから「永遠の化合物」と呼ばれており、人が摂取した場合の健康影響が懸念されています。当センターは、県管轄の河川での PFOS 等の継続調査等を行っております。また、近年、地球温暖化が進行し、令和 5 年の日本の夏の平均気温は、過去最高を記録しており、熱中症による死亡者は、全国で千人を超える規模で発生しました。広島県では、当センター内に地域気候変動適応センターを設置しており、今後、熱中症対策を始めとする適応策について県民の認知度を高める必要があることから、最新の情報を収集・整理し、県民向けセミナーの開催等による情報発信に努めてまいります。

これからも関係機関の皆様と連携を図りながら、保健衛生・環境分野の科学的・技術的中核機関として県民の皆様の負託に応えることができますよう、センター職員一同、日々精進してまいります。令和 5 年度の業務年報をぜひ御高覧いただき、引き続き、当センターの活動・業務への一層の御支援、御協力をお願いいたします。

令和 6 年 10 月

広島県立総合技術研究所保健環境センター
センター長 山根 早百合